

令和2年5月29日

令和2年第4回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

承第 5 号	専決処分の承認について（専第 7 号 令和 2 年度恵那市一般 会計補正予算）	5
議第 5 6 号	恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の制定について	27
議第 5 7 号	恵那市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	31
議第 5 8 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	33
議第 5 9 号	恵那市税条例の一部改正について	37
議第 6 0 号	恵那市介護保険条例の一部改正について	43
議第 6 1 号	恵那市都市公園条例の一部改正について	47
議第 6 2 号	契約の締結について	49
議第 6 3 号	財産の取得について	51
議第 6 4 号	市道路線の廃止について	53
議第 6 5 号	令和 2 年度恵那市一般会計補正予算	55

承第 5号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 7号

令和2年度恵那市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度恵那市の一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年5月18日専決

恵那市長 小坂 喬峰

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,960,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,132,944	5,003	7,137,947
	2 国庫補助金	5,774,537	5,003	5,779,540
20 繰越金		522,858	69,139	591,997
	1 繰越金	522,858	69,139	591,997
歳入合計		30,886,125	74,142	30,960,267

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,593,693	4,607	8,598,300
	1 総務管理費	8,057,393	4,607	8,062,000
3 民生費		7,761,213	396	7,761,609
	2 児童福祉費	2,965,995	396	2,966,391
4 衛生費		2,920,134	1,000	2,921,134
	1 保健衛生費	1,570,814	1,000	1,571,814
7 商工費		842,612	60,000	902,612
	1 商工費	842,612	60,000	902,612
10 教育費		2,779,781	8,139	2,787,920
	1 教育総務費	366,862	440	367,302
	6 保健体育費	1,126,221	7,699	1,133,920
歳 出	合 計	30,886,125	74,142	30,960,267

予算説明書

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,132,944	5,003	7,137,947
20 繰越金	522,858	69,139	591,997
歳入合計	30,886,125	74,142	30,960,267

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,593,693	4,607	8,598,300
3 民生費	7,761,213	396	7,761,609
4 衛生費	2,920,134	1,000	2,921,134
7 商工費	842,612	60,000	902,612
10 教育費	2,779,781	8,139	2,787,920
歳出合計	30,886,125	74,142	30,960,267

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	7,132,944	5,003	7,137,947
	2	国庫補助金	5,774,537	5,003	5,779,540
		1 総務費国庫補助金	5,060,483	4,607	5,065,090
		2 民生費国庫補助金	160,330	396	160,726
20		繰越金	522,858	69,139	591,997
	1	繰越金	522,858	69,139	591,997
		1 繰越金	522,858	69,139	591,997

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費 補助金	4,607	特別定額給付金給付事務費補助金
2 児童福祉費 補助金	396	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金
1 前年度繰越 金	69,139	

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	8,593,693	4,607	8,598,300	4,607	
	1	総務管理費	8,057,393	4,607	8,062,000	4,607	
		20 日々の暮らしを守る	4,977,691	4,607	4,982,298	国庫補助金 4,607	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	544	○ 特別定額給付金事業費（暮らし守る）	4,607
		消耗品費	300
11 役務費	4,063	印刷製本費	244
		通信運搬費	1,643
		手数料	2,420

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	7,761,213	396	7,761,609	396	
	2	児童福祉費	2,965,995	396	2,966,391	396	
		4	安心して子どもを育てる	1,945,625	396	1,946,021	国庫補助金 396

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	396	○ 子育て世帯への臨時特別給付金事業費（安心子育て） 手数料
		396 396

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	2,920,134	1,000	2,921,134		1,000
	1	保健衛生費	1,570,814	1,000	1,571,814		1,000
	2	保健センター 管理費	132,474	1,000	133,474		1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	1,000	○ 保健センター一般経費 補助交付金	1,000 1,000

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	842,612	60,000	902,612		60,000
	1	商工費	842,612	60,000	902,612		60,000
	4	産業を育成 ・支援する	277,522	60,000	337,522		60,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	60,000	○ 起業・恵那ブランド育成事業費（産業） 補助交付金	60,000 60,000

(款) 10 教育費
 (項) 1 教育総務費

10	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,779,781	8,139	2,787,920		8,139
	1	教育総務費	366,862	440	367,302		440
	4	学ぶ力をつ ける	109,170	440	109,610		440

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	440	○ 教育発達相談支援事業費 (学ぶ力) 謝礼金	440 440

(款) 10 教育費
 (項) 6 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	保健体育費	1,126,221	7,699	1,133,920		7,699
	3	学校給食費	677,890	7,699	685,589		7,699

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	4,612	○ 恵那市学校給食センター維持運営費	7,699
		消耗品費	4,612
17 備品購入費	3,087	事業用備品購入費	3,087

議第56号

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の制定について

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例を次のとおり定める。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市看護師修学資金などの市が貸し付けた貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項を定めるため、この条例を定める。

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が貸し付けた貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(返還債務の免除)

第2条 市長は、別表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が、当該貸付金の種類に応じ同表の中欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合は、同表の右欄に掲げる免除の範囲において、当該貸付金の返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
恵那市 看護師 修学資金	(1) 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき。	全部又は一部
	(2) 修学資金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能であると市長が認めたとき。	
	(3) 修学資金の貸与を受けた者が看護師免許を取得後、規則で定める市の公立病院又は診療所において看護師の業務に一定期間以上に従事したとき。	
	(4) その他特にやむを得ない事情があると市長が認めたとき。	
恵那市 奨学資金	(1) 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。	全部又は一部
	(2) 奨学金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能であると市長が認めたとき。	
	(3) その他特にやむを得ない事情があると市長が認めたとき。	
恵那市 保育教諭 修学資金	(1) 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき。	全部又は一部
	(2) 修学資金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能であると市長が認めたとき。	
	(3) 修学資金の貸与を受けた者が幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得後、規則で定める市内の認定こども園等において保育教諭、幼稚園教諭又は保育士の業務に一定期間以上従事したとき。	
	(4) その他特にやむを得ない事情があると市長が認めたとき。	

議第 57 号

恵那市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

恵那市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 5 月 29 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院規則で定める特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例に基づき、危険手当に関する所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「当該作業につき 1,000 円」を「日額 4,000 円（回数で定めるときは、1 回につき 1,000 円）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 21 日から適用する。

議第58号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者等に対する国民健康保険料の減免に関する所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上

イ 前年の地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が 1,000 万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、別で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 氏名、住所及び個人番号

(2) 納期限及び保険料額

(3) 減免を受けようとする理由

- 3 第1項の規定による減免をした場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められるもの」とあるのは、「必要があると認められるもの（附則第11条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の恵那市国民健康保険条例附則第11条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議第59号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者の控除を同一にするなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 恵那市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条

第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6か月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、

同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中恵那市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (2) 第2条中恵那市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6

条の規定 令和3年10月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(4) 第1条中恵那市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の恵那市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の恵那市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「3号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が3号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議第60号

恵那市介護保険条例の一部改正について

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する介護保険料の減免に関する所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例

恵那市介護保険条例（平成 16 年恵那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（6） その他保険料の納付が困難と認める者
附則を次のように改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、恵那市介護保険条例（平成 12 年恵那市条例第 7 号）、岩村町介護保険条例（平成 12 年岩村町条例第 2 号）、山岡町介護保険条例（平成 12 年山岡町条例第 42 号）、明智町介護保険条例（平成 12 年明智町条例第 6 号）、串原村介護保険条例（平成 12 年串原村条例第 18 号）又は上矢作町介護保険条例（平成 12 年上矢作町条例第 17 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 2 施行日の前日までに合併前の条例の規定により介護サービスを受けた、又は受けることとなった者に対して行う保険給付については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（延滞金の割合の特例）

第 3 条 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6

パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

- 2 賦課期日において、岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町の区域内に住所を有する第 1 号被保険者に係る平成 16 年度から平成 17 年度までの保険料率は第 7 条の規定にかかわらず、合併前の条例による。
- 3 平成 16 年度から平成 17 年度までの第 9 条第 1 項から第 3 項の規定により算定された、当該年度における保険料の額に生じた端数については、第 9 条第 4 項の規定にかかわらず合併前の条例による。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和 2 年度の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第 1 号被保険者

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第 1 号被保険者であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限ま

で、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定による減免をした場合における第14条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められるもの」とあるのは、「必要があると認められるもの(附則第4条第1項の規定の適用を受ける者を除く。)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の恵那市介護保険条例附則第4条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議第61号

恵那市都市公園条例の一部改正について

恵那市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那都市計画事業正家第二土地区画整理事業地内に設置する都市公園の名称及び位置を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市都市公園条例の一部を改正する条例

恵那市都市公園条例（平成 16 年恵那市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

中曽根公園	恵那市長島町正家字中曽根 721 番地 1
道垣外公園	恵那市長島町正家字道垣外 838 番地 1

	「		「	
別表第 5 中		放送設備及びカウントボードを使用する場合は、1 回につき 419 円を加算する。		1 スコアボード（電光掲示板を使用する場合は、1 時間につき 520 円を加算する。）を使用する場合は、1 時間につき 520 円を加算する。
				2 本部室の冷暖房を使用する場合は、1 時間につき 160 円を加算する。
				に改める。
				」
				」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

議第62号

契約の締結について

次のとおり契約を締結することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|-----------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 社総 長島町255号線（中央工区）道路改良工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 176,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 恵那市長島町久須見1795
田口建設株式会社
代表取締役 田口 進 |

議第63号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|----------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | CD-I型消防ポンプ自動車2台購入事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 38,390,000円 |
| 4 契約の相手方 | 恵那市大井町2601番地の125
有限会社カーエージェント 中垣
代表取締役 中垣 克広 |

議第64号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

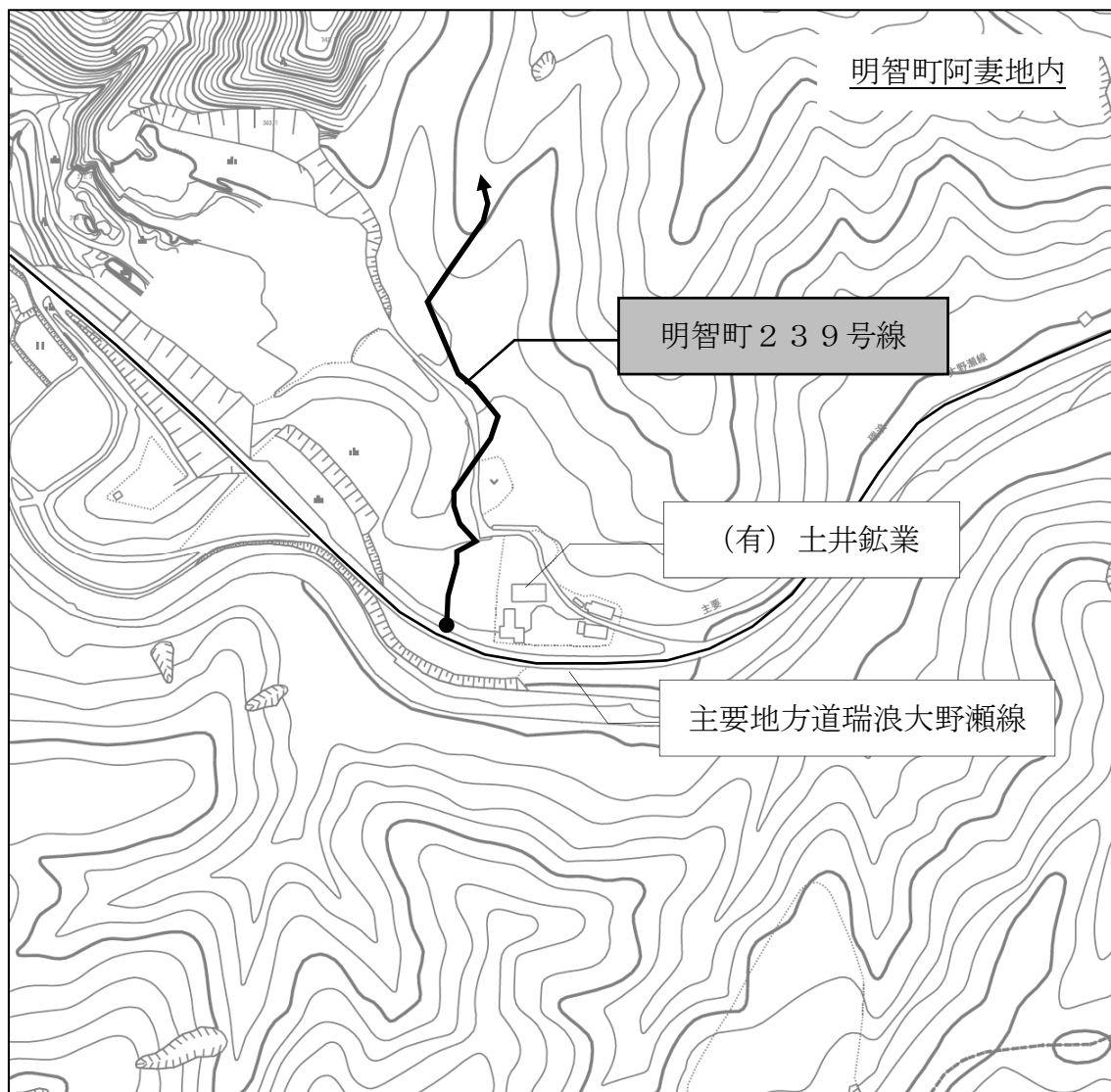
令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
11239	明智町239号線	恵那市明智町阿妻字細久保	
		恵那市明智町阿妻字細久保	

市道路線の廃止

路線番号 11239 明智町239号線



議第65号

令和2年度恵那市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度恵那市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 681,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,642,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年5月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,137,947	333,876	7,471,823
	2 国庫補助金	5,779,540	328,882	6,108,422
	3 国庫委託金	9,537	4,994	14,531
16 県支出金		2,156,455	500	2,156,955
	2 県補助金	1,285,640	500	1,286,140
18 寄附金		63,086	1,000	64,086
	1 寄附金	63,086	1,000	64,086
20 繰越金		591,997	294,619	886,616
	1 繰越金	591,997	294,619	886,616
21 諸収入		713,423	△75,553	637,870
	4 雑入	541,604	△75,553	466,051
22 市債		1,893,400	127,500	2,020,900
	1 市債	1,893,400	127,500	2,020,900
歳入合計		30,960,267	681,942	31,642,209

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,598,300	△5,608	8,592,692
	1 総務管理費	8,062,000	△5,608	8,056,392
3 民生費		7,761,609	108,365	7,869,974
	1 社会福祉費	4,553,118	100,700	4,653,818
	2 児童福祉費	2,966,391	7,665	2,974,056
4 衛生費		2,921,134	△685	2,920,449
	1 保健衛生費	1,571,814	△685	1,571,129
5 労働費		56,200	△500	55,700
	1 労働諸費	56,200	△500	55,700
6 農林水産業費		1,398,792	△300	1,398,492
	1 農業費	1,068,262	△300	1,067,962
7 商工費		902,612	154,165	1,056,777
	1 商工費	902,612	154,165	1,056,777
8 土木費		2,395,500	138,399	2,533,899
	2 道路橋りょう費	1,347,810	38,500	1,386,310
	3 河川費	9,430	14,500	23,930
	4 都市計画費	904,140	85,399	989,539
9 消防費		938,900	3,921	942,821
	1 消防費	938,900	3,921	942,821
10 教育費		2,787,920	284,185	3,072,105
	1 教育総務費	367,302	14,400	381,702
	2 小学校費	362,888	186,823	549,711
	3 中学校費	190,618	97,321	287,939
	5 社会教育費	664,452	△1,710	662,742
	6 保健体育費	1,133,920	△12,649	1,121,271
歳 出 合 計		30,960,267	681,942	31,642,209

第 2 表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	14,500	普通貸借 又は 証券発行	2.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
リニア基盤整備事業	87,700			
スポーツ施設管理事業	8,600			

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	565,100	普通貸借 又は 証券発行	2.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	581,800	普通貸借 又は 証券発行	2.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,137,947	333,876	7,471,823
16 県支出金	2,156,455	500	2,156,955
18 寄附金	63,086	1,000	64,086
20 繰越金	591,997	294,619	886,616
21 諸収入	713,423	△75,553	637,870
22 市債	1,893,400	127,500	2,020,900
歳入合計	30,960,267	681,942	31,642,209

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,598,300	△5,608	8,592,692
3 民生費	7,761,609	108,365	7,869,974
4 衛生費	2,921,134	△685	2,920,449
5 労働費	56,200	△500	55,700
6 農林水産業費	1,398,792	△300	1,398,492
7 商工費	902,612	154,165	1,056,777
8 土木費	2,395,500	138,399	2,533,899
9 消防費	938,900	3,921	942,821
10 教育費	2,787,920	284,185	3,072,105
歳出合計	30,960,267	681,942	31,642,209

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
	500		2,500	△8,608
78,000			△7,440	37,805
5,000			1,000	△6,685
				△500
				△300
148,608				5,557
20,825		118,900		△1,326
4,994				△1,073
76,449		8,600	△70,613	269,749
333,876	500	127,500	△74,553	294,619

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	7,137,947	333,876	7,471,823
	2	国庫補助金	5,779,540	328,882	6,108,422
		1 総務費国庫補助金	5,065,090	231,608	5,296,698
		5 土木費国庫補助金	487,427	20,825	508,252
		6 教育費国庫補助金	44,806	76,449	121,255
		3 国庫委託金	9,537	4,994	14,531
	4 消防費国庫委託金	0	4,994	4,994	
16		県支出金	2,156,455	500	2,156,955
	2	県補助金	1,285,640	500	1,286,140
		1 総務費県補助金	475,590	500	476,090
18		寄 附 金	63,086	1,000	64,086
	1	寄 附 金	63,086	1,000	64,086
		3 衛生費寄附金	80	1,000	1,080
20		繰 越 金	591,997	294,619	886,616
	1	繰 越 金	591,997	294,619	886,616
		1 繰 越 金	591,997	294,619	886,616
21		諸 収 入	713,423	△75,553	637,870
	4	雑 入	541,604	△75,553	466,051
		1 雑 入	541,604	△75,553	466,051

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	231,608	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1 道路橋りよ う費補助金	20,825	道整備交付金
1 小学校費補 助金	48,510	公立学校情報機器整備費補助金（小）
2 中学校費補 助金	25,110	公立学校情報機器整備費補助金（中）
7 教育総務費 補助金	2,829	学校臨時休業対策費補助金
1 消防管理費 委託金	4,994	消防団加入促進支援委託金
1 総務管理費 補助金	500	避難所生活環境確保事業費補助金
1 衛生費寄附 金	1,000	保健衛生費寄附金
1 前年度繰越 金	294,619	
1 給食事業収 入	△70,613	
4 雑 入	△4,940	

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,893,400	127,500	2,020,900
	1	市 債	1,893,400	127,500	2,020,900
		4 土 木 債	132,000	102,200	234,200
		6 教 育 債	14,600	8,600	23,200
		8 合併特例事業債	565,100	16,700	581,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 土 木 債	102,200	後田川整備事業債（緊急自然災害防止対策事業）	14,500
		黒岩川整備事業債（緊急自然災害防止対策事業）	87,700
1 教 育 債	8,600	まきがね公園体育館非常用発電機改修事業債（防災対策事業）	
1 合併特例事業債	16,700	主要市道整備事業債	

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	8,598,300	△5,608	8,592,692	3,000	△8,608
	1		総務管理費	8,062,000	△5,608	8,056,392	3,000	△8,608
		2	職員研修費	26,940	△2,508	24,432		△2,508
		4	財政管理費	263,900	△400	263,500		△400
		6	財産管理費	278,310	△6,200	272,110		△6,200
		12	災害から身を守る	138,000	1,000	139,000	県支出金 500	500
		18	地域自治力を高める	161,240	2,500	163,740	諸収入 2,500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 旅 費	△1,364	○ 職員研修事業費 △2,508 普通旅費 △1,364
18 負担金補助 及び交付金	△1,144	諸会議負担金 △1,144
8 旅 費	△300	○ 財政事務一般経費 △400 普通旅費 △300
18 負担金補助 及び交付金	△100	諸団体負担金 △100
17 備品購入費	△6,200	○ 財産管理一般経費 △6,200 自動車購入費 △6,200
17 備品購入費	1,000	○ 地域防災力向上事業費（災害） 1,000 事業用備品購入費 1,000
18 負担金補助 及び交付金	2,500	○ 地域自治推進事業費（地域自治力） 2,500 補助交付金 2,500

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	7,761,609	108,365	7,869,974	70,560	37,805
	1	社会福祉費	4,553,118	100,700	4,653,818	48,000	52,700
	8	日々の暮らしを守る	223,008	100,700	323,708	国庫補助金 48,000	52,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	2,000	○ 障がい者地域生活支援事業費（暮らし守る）	3,700
		補助金	3,700
11 役務費	5,000	○ 高齢者等生活支援事業費（暮らし守る）	97,000
		印刷製本費	2,000
18 負担金補助 及び交付金	93,700	通信運搬費	5,000
		補助交付金	90,000

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		児童福祉費	2,966,391	7,665	2,974,056	22,560	△14,895
	4	安心して子どもを育てる	1,946,021	7,665	1,953,686	国庫補助金 30,000 諸収入 △7,440	△14,895

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	△180	○ 子ども・子育て支援事業費（安心子育て）	5,138
		通信運搬費	138
8 旅 費	△20	補助交付金	5,000
		○ 子育て支援センター事業費（安心子育て）	△200
11 役 務 費	138	謝礼金	△180
		普通旅費	△20
18 負担金補助 及び交付金	7,727	○ 教育・保育施設支援事業費（安心子育て）	2,727
		補助交付金	2,727

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	2,921,134	△685	2,920,449	6,000	△6,685
	1	保健衛生費	1,571,814	△685	1,571,129	6,000	△6,685
	1	環境衛生費	49,820	△242	49,578		△242
	2	保健センター 管理費	133,474	0	133,474	国庫補助金 5,000	△5,000
	7	健康を維持 ・増進する	72,640	△3,563	69,077		△3,563
	8	医療と救急 を充実する	937,480	4,000	941,480	寄附金 1,000	3,000
	9	暮らしやす さを保つ	116,510	△880	115,630		△880

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△242	○ 環境衛生一般経費 △242 業務委託料 △242
10 需 用 費	△80	○ 健幸まちづくり事業費（健康） △3,563 消耗品費 △50
12 委 託 料	△20	賄材料費 △30 業務委託料 △20
13 使用料及び 賃借料	△200	借上料 △200 補助交付金 △3,263
18 負担金補助 及び交付金	△3,263	
10 需 用 費	4,000	○ 地域医療確保対策事業費（医療救急） 4,000 消耗品費 4,000
12 委 託 料	△880	○ 環境対策経費（暮らしやすさ） △880 業務委託料 △880

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		労働費	56,200	△500	55,700		△500
	1	労働諸費	56,200	△500	55,700		△500
	1	安心して働ける	56,200	△500	55,700		△500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△500	○ 労働対策事業費（安心働く） 諸団体負担金	△500 △500

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

6	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		農林水産業費	1,398,792	△300	1,398,492		△300
	1	農業費	1,068,262	△300	1,067,962		△300
	7	交流と連携 で元気になる	920	△100	820		△100
	8	持続可能型 の社会をつくる	14,082	△200	13,882		△200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 旅 費	△100	○ 都市農村交流事業費（交流連携） 普通旅費
		△100 △100
8 旅 費	△200	○ 地産地消推進事業費（持続可能） 普通旅費
		△200 △200

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		商工費	902,612	154,165	1,056,777	148,608	5,557
	1	商工費	902,612	154,165	1,056,777	148,608	5,557
		3 安心して働ける	84,330	△935	83,395		△935
		4 産業を育成・支援する	337,522	100,400	437,922	国庫補助金 128,608	△28,208
		5 交流と連携で元気になる	127,540	54,700	182,240	国庫補助金 20,000	34,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
8 旅 費	△233	○ 企業誘致推進事業費（安心働く）	△935
		普通旅費	△233
11 役 務 費	△31	通信運搬費	△31
13 使用料及び 賃借料	△671	使用料	△671
10 需 用 費	300	○ 商工業振興事業費（産業）	80,000
		補助交付金	80,000
11 役 務 費	100	○ 起業・恵那ブランド育成事業費（産業）	20,400
		印刷製本費	300
18 負担金補助 及び交付金	100,000	通信運搬費	100
		補助交付金	20,000
12 委 託 料	47,000	○ 観光PR事業費（交流連携）	43,000
		業務委託料	37,000
18 負担金補助 及び交付金	7,700	補助交付金	6,000
		○ 観光資源活用事業費（交流連携）	11,700
		業務委託料	10,000
		補助交付金	1,700

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

8	2	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,395,500	138,399	2,533,899	139,725	△1,326
	2	道路橋りょう費	1,347,810	38,500	1,386,310	37,525	975
	2	戦略的に道路をつくる	725,020	38,500	763,520	国庫補助金 20,825 地方債 16,700	975

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	3,000	○ 主要市道整備事業費（道路）	38,500
		工事関連委託料	3,000
14 工事請負費	35,500	工事請負費	35,500

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	河川費	9,430	14,500	23,930	14,500	
	1	暮らしやすさを保つ	9,430	14,500	23,930	地方債 14,500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	4,000	○ 河川整備事業費 (暮らしやすさ)	14,500
		業務委託料	4,000
14 工事請負費	9,600	工事請負費	9,600
		土地購入費	900
16 公有財産購入費	900		

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		都市計画費	904,140	85,399	989,539	87,700	△2,301
	3	魅力あるまち並みを創る	146,740	△2,321	144,419		△2,321
	5	交流と連携で元気になる	0	87,720	87,720	地方債 87,700	20

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△2,321	○ 都市計画推進事業費（まち並み） 業務委託料
		△2,321 △2,321
11 役 務 費	110	○ リニア基盤整備事業費（交流連携） 手数料
		110
12 委 託 料	4,796	業務委託料
		4,796
14 工事請負費	73,814	工事請負費
		73,814
16 公有財産購 入費	8,800	土地購入費
		8,800
21 補償補填及 び賠償金	200	家屋移転補償費
		200

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

9	1	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	938,900	3,921	942,821	4,994	△1,073
	1	消 防 費	938,900	3,921	942,821	4,994	△1,073
	3	災害から身 を守る	237,360	3,921	241,281	国庫補助金 4,994	△1,073

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
17 備品購入費	4,994	○ 非常備消防一般経費（災害） 補助交付金	△1,073 △1,073
18 負担金補助 及び交付金	△1,073	○ 非常備消防施設整備事業費（災害） 自動車購入費	4,994 4,994

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,787,920	284,185	3,072,105	14,436	269,749
	1	教育総務費	367,302	14,400	381,702		14,400
	2	事務局費	179,910	14,400	194,310		14,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰 出 金	14,400	○ 奨学資金貸与基金積立金経費 運用基金繰出金	14,400 14,400

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	小学校費	362,888	186,823	549,711	48,510	138,313
	2	学ぶ力をつ ける	143,520	186,823	330,343	国庫補助金 48,510	138,313

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	2,052	○ 小学校教育振興費（学ぶ力）	186,823
		非常勤職員報酬	2,052
4 共済費	315	社会保険料	315
		費用弁償	64
8 旅費	64	消耗品費	500
		業務委託料	4,656
10 需用費	500	使用料	55,913
		借上料	2,776
12 委託料	4,656	情報機器購入費	120,547
13 使用料及び 賃借料	58,689		
17 備品購入費	120,547		

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	中学校費	190,618	97,321	287,939	25,110	72,211
	2	学ぶ力をつ ける	76,140	97,321	173,461	国庫補助金 25,110	72,211

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	2,052	○ 中学校教育振興費（学ぶ力）	97,321
		非常勤職員報酬	2,052
4 共済費	315	社会保険料	315
		費用弁償	64
8 旅費	64	消耗品費	500
		業務委託料	2,245
10 需用費	500	使用料	29,077
		借上料	1,388
12 委託料	2,245	情報機器購入費	61,680
13 使用料及び 賃借料	30,465		
17 備品購入費	61,680		

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		社会教育費	664,452	△1,710	662,742		△1,710
	5	歴史・文化 を活かす	244,591	△1,710	242,881		△1,710

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△1,710	○ 伝統芸能保存伝承事業費（歴史文化） 補助交付金	△1,710 △1,710

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		保健体育費	1,133,920	△12,649	1,121,271	△59,184	46,535
	1	スポーツ施設管理費	207,131	11,589	218,720	地方債 8,600	2,989
	3	学校給食費	685,589	4,992	690,581	国庫補助金 2,829 諸収入 △70,613	72,776
	6	交流と連携 で元気になる	111,260	△29,230	82,030		△29,230

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明	
区分	金額			
14	工事請負費	11,589	○ スポーツ施設管理経費 工事請負費	11,589 11,589
18	負担金補助 及び交付金	1,219	○ 学校給食センター一般経費 補助交付金 補償費	4,992 1,219 3,773
21	補償補填及 び賠償金	3,773		
1	報酬	△1,159	○ スポーツツーリズム推進事業費（交流連携） 非常勤職員報酬	△29,230 △1,159
7	報償費	△150	報償費	△150
8	旅費	△111	費用弁償	△111
10	需用費	△200	消耗品費	△200
			保険料	△50
11	役務費	△50	業務委託料	△24,216
			使用料	△88
12	委託料	△24,216	借上料	△1,080
			補助交付金	△2,176
13	使用料及び 賃借料	△1,168		
18	負担金補助 及び交付金	△2,176		

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	877 (333)	563,768 (541,513)	2,027,844	1,516,524	4,108,136 (541,513)	762,572 (72,652)	4,870,708 (614,165)	
補正前	877 (333)	560,823 (538,568)	2,027,844	1,516,524	4,105,191 (538,568)	761,942 (72,022)	4,867,133 (610,590)	
比較	0 (0)	2,945 (2,945)	0	0	2,945 (2,945)	630 (630)	3,575 (3,575)	

※()内は会計年度任用職員の内数

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		
			当該年度中起債見込額		
			補正前	補正額	計
1. 普通債	3,970,587	4,115,996	663,300	110,800	774,100
(6) 土木債	571,156	536,604	132,000	102,200	234,200
(9) 教育債	601,416	675,193	14,600	8,600	23,200
3. 合併特例債	11,700,621	10,434,583	565,100	16,700	581,800
⑥土木債	2,262,587	2,336,733	443,200	16,700	459,900
合 計	29,236,813	27,780,513	1,893,400	127,500	2,020,900

(単位：千円)

当該年度中元金償還見込額			当該年度末現在高見込額		
補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
527,336	0	527,336	4,251,960	110,800	4,362,760
87,043	0	87,043	581,561	102,200	683,761
126,114	0	126,114	563,679	8,600	572,279
1,204,563	0	1,204,563	9,795,120	16,700	9,811,820
240,270	0	240,270	2,539,663	16,700	2,556,363
2,827,200	0	2,827,200	26,846,713	127,500	26,974,213